昭和57年8月20日 614号

千代田区のおしらせ

東京都千代田区役所（九段南一丁目6番11号）電話（264）0151（大代表）郵便番号102

みんなで築こうふるさと千代田

〝教育・文化に関する都市宣言〟へ向けて

7月28日 有識者懇談会が発足

去る四月二十日号の「区のおしらせ」でアンケートをお願いした『教育・文化に関する都市宣言』については、その後、着々と準備がすすみ、七月二十八日には、各界を代表する方々からなる〝有識者懇談会〟が発足し、第一回目の会議がもたれました。

同懇談会は、宣言文の起草などのために、専門的、総合的な検討を行うもので、初回から熱心な討議が行われました。

千代田区は、江戸の昔から日本の中心、首都として発展を続け、長い歴史と伝統に培われた世界にも誇れる文化的な環境とともに、日本の近代教育発祥の地としての優れた教育環境をも有しています。

ところで、千代田区が、昭和二十二年に誕生してから、ことしは三十五周年にあたります。

この記念すべき年にあたり、区では、これらの優れた環境を将来にわたって継承し、日本の中心にふさわしい自治体として、さらに発展させていかなければなりません。

そこで、私たちのまち「千代田区」を、より一層住みよい魅力あふれるふるさととしていくための一つとして、『教育・文化に関する都市宣言』を行うことになりました。

そして、この都市宣言は、「区民相互のふれあいと連帯を図る絆とするとともに、区と区民が一体となって千代田区をふるさとと呼べるまちにしていくための決意と目標を明らかにする」ものとして、今後の区政運営の重要な柱の一つとして位置づけていきます。

区では、その準備を昨年からすすめてきましたが、今回発足した〝有識者懇談会〟では、千代田区の教育・文化に関する現状や問題点を見極め、将来の方向性と今後の施策、宣言文の起草などを検討します。

今後、この有識者懇談会での検討をもとに、区議会の審議を経たうえ、区民の総意として、宣言を行っていきます。

なお、この都市宣言に対するご意見などは、企画部企画課までお寄せください。

有識者懇談会委員

座長	河原一郎氏	法政大学工学部教授
副座長	奥田道大氏	立教大学社会学部教授
	江波戸　昭氏	明治大学商学部教授
	清水正三氏	立教大学文学部教授
	牧野晩成氏	元西神田小学校校長
	石沢美和子氏	区立小学校ＰＴＡ協議会会長
	角地隆光氏	区立中学校ＰＴＡ協議会会長
	緒方孝太郎氏	区文化協会理事長
	田宮文夫氏	区体育協会理事長
	西郷之厚氏	区観光協会会長
	新圧勝助氏	ボーイスカウト団委員長
	稲垣憲三氏	区議会企画総務委員会委員長
	鈴木栄一氏	区議会企画総務委員会副委員長

なお、次号の「区のおしらせ」からは、〝ふるさと千代田の生い立ち〟を考えるシリーズを始めます。

ご家族のためにも 年に一度は 健康診断を

あなたのからだは、あなただけのものではありません。ご家族にとっても一番大切なものです。

忙しいから、なんともないからでは困ります。現在、成人病で苦しんでいるひとの多くが同じように考えていました。

元気だからこそ、年に一度は健康診断を受けて、家族のみなさんをより安心させてあげてください。

健康診査の種類

千代田区民健康診査は、つぎの三つの種類に分けて行います。

老人健康診査　六十五歳以上のひとが対象です。

区民健康診査　三十四歳から六十四歳までの男性と三十歳から六十四歳までの女性が対象です。

女性健康診査　三十歳以上の女性を対象に子宮がん検診を主に行います。

これらの健康診査の対象となるひとには、区から直接受診券を郵送しますが、対象となるひとの中で、つぎのひとは申込制になっていますので、受診を希望するひとは、印鑑を持って出張所で手続きしてください。

申込みが必要なひと

・区民健康診査の受診を希望する三十四歳から五十二歳までの男性と、三十歳から四十二歳までの女性

・女性健康診査の受診を希望するすべてのひと

申込期間

八月二十三日(月)～九月十一日(土)

受診期間

それぞれの受診期間はつぎのとおりです。

老人健康診査　九月一日(水)から十月九日(土)まで

区民健康診査　九月六日(月)から十月十六日(土)まで

女性健康診査　九月十三日(月)から十月十六日(土)まで

検査内容

問診、尿検査、血圧測定のほか必要に応じて血液検査、胸部レントゲン検査、心電図検査などを行います。

受診券を忘れずに

受診するときは、区が送った受診券を必ず持参してください。

ただし、この受診券は健康診査を受けるためのもので、治療を受けることはできません。健康診査の結果、治療の必要があるときは、医師とよく相談してください。

老人健康診査を受けるひとは

六十五歳以上を対象とした老人健康診査を受けるひとは、受診するとき受診券と健康保険証のほか老人医療証（寿福）をお持ちのひとは、一緒に提出してください。

なお、寝たきりのひとで受診できないひとは、医師が往診しますので、あらかじめ区役所の保健課予防係に電話で申込んでください。

受診は指定医療機関で

受診券と一緒に指定医療機関の一覧表をお送りします。その中から、みなさんが都合のよい医療機関を選んで受診してください。

問合せ　保健衛生部保健課予防係

納期のおしらせ

特別区民税・都民税第2期分

納期限は8月31日(火)です

忘れずに区役所・出張所、またはお近くの金融機関へ。

ご存じですか

寝具の洗濯・乾燥サービス

●心身に障害のある方や難病の方のために

心身の障害が特に重いため、常時寝たきりのひとを対象に、寝具の丸洗いや乾燥消毒、寝具の提供を行っています。

対象となるひと

①身体障害者手帳一・二級の方

②愛の手帳一・二度の方

③脳性マヒ・進行性筋萎縮症、難病（区の定める三十三疾病）の方

希望される方は、**福祉課障害者福祉係**へ申請してください。（寝具の給付には所得制限があります）

●寝たきりのおとしよりのために

区内に住む六十歳以上で、三か月以上寝たきりのひとを対象に、毎月一回、ふとん三枚と毛布一枚を限度に、乾燥・消毒（八月と十二月は洗濯）を行っています。

希望される方は、**福祉課老人福祉係**へ連絡してください。

心身障害者受給者証

9月1日から新しくなります

区内に住む心身に障害を持つひとが、病気やケガをして診療を受けたとき、その医療費を助成する制度があります。

助成が受けられるひと

・身体障害者手帳一・二級のひと

・心臓、じん臓、呼吸器の障害で、身体障害者手帳三級のひと

・愛の手帳一・二度のひと

この助成を受けるために必要な「心身障害者受給者証」が、九月一日から新しくなります。

対象となるひとには郵送しますので、必ず新しいものを病院、診療所の窓口に提示してください。

なお、この医療費の助成制度には所得制限がありますので、**福祉課医療費助成係**へお問合せ下さい。

シルバーパス

10月1日から新しくなります

東京都では、七十歳以上の希望する方に「東京都シルバーパス」を差上げています。

この「東京都シルバーパス」が、十月一日から新しくなります。

シルバーパスには、無料で差上げるものと、有料でお渡しするものの二種類があります。

なお、シルバーパスについてのくわしいことは、**福祉課老人福祉係**へ問合せを。

シリーズ
みんなで考える千代田区の財政

＝その後を追って＝

改善された今年度の都区財政調整

千代田区では、本年『本区の特性に合った財政制度の改善を求めて』を区政目標の一つとして定め制度の改善を訴え続けています。

このことについては、「区のおしらせ」二月五日号（No.601）から五回にわたってシリーズ「みんなで考える千代田区の財政」として、連載しました。

シリーズの連載中からこれまでに、区民のみなさんから、いくつかの意見がよせられています。

それらをまとめると、「千代田区が毎年納付金を納めているのは、その分だけ千代田区の使えるお金が少なくなり、不合理ではないか」ということになります。

こうした意見は、また、多くのみなさんが持っている疑問でもあると思います。

そこで、今回はシリーズの〝その後を追って〟と題して、千代田区の主張とそれに関連した昭和五十七年度の都区財政調整制度での改善点などについて紹介します。

千代田区の主張とその改善された点

1 財政需要額の算定に昼間人口の需要を加味すること

昨年までは、社会教育関係事業と道路橋梁関係事業のみについて昼間人口需要が加味されていましたが、今年度は、これらの事業費に加えて、人件費もこの対象となり、需要額が算定されることになりました。

2 千代田区が自由に使える自主財源を確保すること

区が自由に使えるお金は、特別区民税の十五%と、基準財政需要額のなかで特別区税等の十%程度を、その他行政費、調整費として措置することになっています。

この算定については、昨年度までは夜間人口を基礎としていたため、実際には二・七%程度にしかなっていませんでした。

しかし、昭和五十七年度からは、この算定方法が一部変更され、三・七%程度に自主財源が増えたので、全体でみると十八・七%の自主財源となりました。

このように、五十七年度の財政調整では、基準財政需要額の算定に昼間人口が加味されるなどの改善が行われました。

その結果、千代田区の主張が反映され、今年度の納付金の額は、左の表のとおり、昨年に比較して十一億三千三百万円少なくなっています。

	56年（決算）	57年（当初）	差引き
基準財政収入額	125億6897万円	130億2385万円	4億5488万円
基準財政需要額	113億0197万円	128億9077万円	15億8880万円
納付金	12億6700万円	1億3308万円	△11億3392万円

しかし、以前から千代田区などが主張していた**納付金制度の廃止**については、都および二十三区間の合意が得られず、また、法令改正の問題もあり、今後も引続き検討を続けていくことになりました。

財政制度の改善については、今後も一層の努力をしています。

区民のみなさんのご理解とご支援をお願いいたします。

国民年金

福祉年金を受けている方はみどりの手帳の提出を

福祉年金を受けているひとは、毎年八月に、みどりの手帳を提出していただくことになっています。

八月分の支払いを受けたら、すぐにお送りしてある黄色の届け用紙に記名、押印のうえ、みどりの手帳といっしょに返信用の封筒で送り返してください。

この手続きを忘れると、次回からの福祉年金が受けられなくなることもありますので、忘れずに〝みどりの手帳〟を送り返してください。

問合せ 国民年金課

福祉年金の年金額と所得制限額が引上げられました

老齢福祉年金と障害者福祉年金の年金額と所得制限額が引上げられました。

なお、所得制限基準額は所得控除の種類や扶養親族の数によっても違いますので、くわしいことは、国民年金課へ問合せを。

急募

内職相談から〝求人情報〟

洋裁のできる方を二人ぐらいさがしています。至急、左記へご連絡ください。

連絡・問合せ 商工課内職相談へ。

人事異動

■**課長級**（八月一日付）（ ）内は旧職

環境部公害対策課長＝杉浦慎一（総務局副主幹・特別区人事厚生事務組合派遣） 建築部建築課長＝山崎孝一（都市計画局多摩東部建築指導事務所指導第一課長）

■**転出**（七月三十一日付）（ ）内は転出先

総務部副主幹＝古川喜志夫（環境保全局公害研究所庶務課長）環境部公害対策課長＝木口輝三（環境保全局多摩環境保全事務所大気保全課長） 建築部建築課＝塩田徳二（都市計画局多摩建築指導事務所指導第一課長）

区長にひとこと 電話でどうぞ

「ハイ区長です」

☎264－0151

午前10時～11時30分

9月は2日㈭と16日㈭

9月は、1日が震災訓練、15日が敬老の日のため、2日㈭と16日㈭となります。区政に対する意見・要望・提案などがありましたら、お気軽にどうぞ。

11月入居

区営一番町住宅入居者を募集

2DK 13戸

収入基準が引上げられました

一番町十番地で建設工事を進めている「千代田区営一番町住宅」の入居者を募集します。

この建物の規模は、地上六階、地下一階建で、地上四階から六階までが区営住宅、地下一階から地上三階までは一番町児童館になっているほか、地上一階の一部には、区民集会室と婦人教養実習室、特定郵便局も設けられています。

入居申込みは九月一日～七日

区営一番町住宅に入居を希望するひとは、八月二十六日から配布する〝申込みのしおり〟をよく読み、申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて申込んでください。

なお、申込みについては、一世帯一通に限ります。

申込みのしおりと申込書の配布
八月二十六日(木)から、区役所区民部住宅課、区政案内相談コーナー、各出張所窓口で配布します。

申込受付期間
九月一日(水)から七日(火)まで、午前八時三十分から午後五時まで（土曜日は正午まで）

受付場所
住民登録をしてある出張所

添付する書類
昭和五十七年度住民税課税証明書（区役所税務課で発行したもの）か、あるいは、昭和五十六年分源泉徴収票
なお、課税証明書を代理人が請求するときは「代理権授与通知書」が必要です。

抽選日
九月二十二日(水)、午前十時から区役所六階会議室で

募集する戸数は二DKが十三戸

募集する戸数は、二DKが十三戸ですが、そのうち一戸については、管理人用として募集します。

間取り
二DK（四十四平方㍍）＝六畳四・五畳、ダイニングキッチン、浴室、便所

使用料　四万四千八百円（月額）

申込みのできるひと

入居の申込みができるひとは、つぎの条件にすべてあてはまることが必要です。

●申込者本人（成人に限る）が、昭和五十六年九月七日以前から引続き千代田区内に居住し、そのことが住民登録で証明できること

●同居、もしくは、同居しようとする親族がいること
なお、単身者や、世帯を不自然に分けたり、合せた場合は申込めません。
ただし、単身者でも婚約者、現に同居している親子、現に税法上扶養関係にある親族と申込むことはできます。

●現在、住宅に困っていること
ただし、①自家所有者（同居親族に自家所有者がいる場合も含む）、②公団、公社、公営住宅（区立住宅を含む）の入居者は、原則として申込めません。
なお、②の公的住宅で、世帯人員に比して著しく狭い場合（居住室が一人当り二畳未満）は申込むことができます。

●収入が一定の基準内（公営住宅第一種基準）であること（収入基準額表をご覧ください）。なお、ことしの五月に、公営住宅法施行令が改正され、以前よりも約二割程度、引上げられています。

問合せは区民部住宅課へ

区営一番町住宅についてのくわしいことは、区民部住宅課に問合せてください。

◎収入基準額表

給与所得者（総収入金額）	人数	その他の所得者（所得金額）
2,122,000～3,040,001	2人	1,334,001～1,982,000
2,536,000～3,402,501	3人	1,624,001～2,272,000
2,950,000～3,765,001	4人	1,914,001～2,562,000
3,317,502～4,127,501	5人	2,204,001～2,852,000
3,680,002～4,490,001	6人	2,494,001～3,142,000

※人数とは……申込者本人と同居する親族、および、同居しない税法上の扶養親族も含めた人数
※総収入金額とは…ボーナス等も含めた金額
※所得金額とは……総収入額から必要経費を引いた金額
（注）　所得者が申込世帯員の中に２人以上いる場合は、それらの所得金額を合算します。
給与所得者が２人以上いる場合の合算方法、また、特別控除を受ける場合などの計算方法については、「申込みのしおり」をご覧ください。

「成人の日のつどい」の記念作文と実行委員を募集

来年の一月十五日に、区内で約千五百人のひとが新成人となり、これを祝う「成人の日のつどい」が行われます。成人の日のつどいは、第一部が記念式典、第二部が交歓会となっています。

この催しを、より一層意義のあるものとするため、新成人になるひとから記念作文と、交歓会を運営する実行委員を募集します。

記念作文の募集

募集内容　成人の日を迎えるにあたっての「抱負」「感想」「主張」を述べた作文

応募方法　一人一編、四百字詰原稿用紙四枚（千六百字）程度で、たて書きで記入

応募資格　昭和三十七年四月二日から昭和三十八年四月一日までに生れたひと

入　選　優秀作二編、佳作三編

入選発表　昭和五十八年一月五日号の「区のおしらせ」に掲載します。

なお、優秀作については、一月十五日に行う「成人の日のつどい」の第一部の記念式典で、本人から朗読していただきます。

応募期限　十一月三十日(火)

実行委員の募集

実行委員となったひとには、成人の日のつどい、第二部交歓会の企画・運営を担当していただきます。

どうぞ、ふるってご応募ください。

募集人員　おおむね十五名

応募方法　はがきに「実行委員応募」と書いて、住所、氏名、電話、職業、または学校名を記入して応募してください。

応募期限　九月六日(月)

申込み・問合せは

記念作文、実行委員のいずれも、千代田区教育委員会社会教育課文化係（〒102千代田区九段南一―六―十一☎264―〇一五一）に、それぞれの応募期限に間に合うよう申込んでください。

千代田区ビデオ広報

わがまち千代田

第29号（8月号）放映中

まちの話題や行事など、広報課までお知らせください。

箱根湯河原　千代田荘のお知らせ

箱根・湯河原千代田荘は、九月利用分から、空室がある場合に限り、三泊四日まで利用できます。

申込方法　利用しようとする日の前月の二十五日から（九月利用分は八月二十五日(水)から）、利用日の二日前までに、区民課区民係に電話で申込んでください。

なお、現地では、宿泊日数の延長は受付けません。

千代田荘九月の利用できない日

箱根千代田荘　七日(火)、八日(水)、二十一日(火)、二十二日(水)、二十三日(木)、二十四日(金)

湯河原千代田荘　一日(水)、二日(木)、三日(金)、十五日(水)

さらに、九月利用分から、土曜日の一定割合の室数を、毎月区が指定した出張所の所管区域に割当る「土曜日の地区別割当制度」が始まります。

申込方法や、申込専用ハガキは、出張所の窓口にあります。

どうぞご利用ください。

箱根・湯河原千代田荘の利用方法など、くわしいことは、区民課区民係に問合せてください。

生活メモ

近隣騒音にご注意を

私達の日常生活のなかから発生する音で、隣近所に迷惑のかかる騒音を〝近隣騒音〟と呼んでいます。

夏場は窓を開けておくことが多く、隣近所のクーラー音や、テレビ、ステレオなどの音がとくに気になるものです。

そこで、つぎのようなことに注意をし、隣近所に迷惑をかけることなく、お互いに快適な夏を過ごせるよう心がけましょう。

・使用しているクーラーに異常な音がでるときは、すぐに点検・修理をしてください。

・クーラーは隣近所に迷惑のかからない位置に取付けましょう。

・テレビやステレオなどの音量、あるいは大きな話し声などに気をつけましょう。夜間などは、とくにひかえめに。

台風にそなえて広告塔などの安全確認を

八月から九月にかけては〝台風の季節〟ともいわれています。

台風にそなえて、屋上の広告塔や、ビル壁面の袖看板などの安全点検はもうお済みですか。

広告塔や袖看板などが破損していたり、腐食していたりすると、強風などで思わぬ事故を招くことにもなりかねません。

台風が襲ってくる前に、広告主や管理者の方は、必ず安全点検を行ってください。

問合せ　土木部管理課占用係

千鳥ヶ淵ボート場　9月から午後5時まで

夏の間、利用時間を延長して、みなさんにボート遊びを楽しんでいただいている千鳥ヶ淵ボート場は、9月から利用時間が午前9時30分から午後5時までとなります。

なお、乗艇券の発売は午後4時までです。

また、毎週月曜日は休場します。

問合せ　商工課観光係

おしらせ

保健所だより

呼吸器系検診
とき 9月6日(月)、20日(月)、10月4日(月)、18日(月)の午前9時～10時30分
ところ 麹町保健所
対象 せきやたん症状の続くひとやタバコを多く吸うひとなど
検査内容 肺機能、エックス線、血圧測定、尿検査など
申込み 麹町保健所☎212－7814

精神衛生相談（予約制）
とき 9月30日(木)、10月28日(木)、午後1時30分～3時
ところ 麹町保健所
申込み 麹町保健所☎212－7814

栄養相談
とき 9月10日(金)、24日(金)、午後1時～4時
ところ 神田保健所
対象 食事療法を必要とする区内在住・在勤者で5名（先着順）
申込み 神田保健所☎291－3641

乳がん検診
とき 9月22日(水)午後1時30分～2時30分
ところ 神田保健所
対象 区内に住む30歳以上の女性30名（先着順）
受診料 無料
申込み 神田保健所☎291－3641

児童館だより

四番町児童館 ☎234－3084
人形劇 8月28日(土)午後3時30分から「わらしべ長者」ほか

富士見児童館 ☎262－1040
お化け屋敷 8月28日(土)午後2時～4時・暑さのなかをみんなですずしくなろう！

西神田児童館 ☎294－0631
映画会 9月4日(土)午後2時30分から「星の王子さま」「若草のシャルロット―めぐり逢い」

神田児童館 ☎253－6021
映画会 9月8日(水)午後2時から「ちびくろさんぼのとらたいじ」「すて猫トラちゃん」

ポート・ボール大会 9月11日(土)午後2時から、小学生以上

総合体育館 ☎256－8444

9月からプールの利用区分が変ります

7月、8月の室内プールは、全日とも個人利用日となっていましたが、9月1日(水)からは、利用区分が左表のようになります。

●屋内プールの利用時間帯　□個人使用日時　■団体使用日時

利用日		火曜				水曜				木曜				金曜				土曜				日曜（第3日曜は除く）				第3日曜			
プール	回数	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
	1月～12月（7・8月は除く）	■	□	□	□	■	□	□	□	■	□	□	□	■	□	□	□	■	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□
	7月～8月	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□

利用時間：1回目・午前9時～11時　2回目・正午～午後2時　3回目・午後3時～5時
4回目・午後6時～8時　※月曜日は休館日です　（祝日のときは翌日）

個人利用はできません
区主催行事のため、つきの日の個人利用はできません。
プール＝9月12日(日)の午前9時～午後5時。9月24日(金)、28日(火)、30日(木)の午後6時～8時。
また、9月15日(水)と23日(木)の夜の部は、祝日のため団体利用となりますので、全施設とも、個人での利用はできません。

老人福祉センター ☎265－3981

防災のつどい（地震に備えよう）
とき 9月8日(水)午後1時30分
内容
①講演「地震の発生と予知」
②起震車「ししん号」の体験乗車

センターたのしみ大会
（老人福祉週間行事の名称変更）
9月13日(月)からの一週間、各種の催しを行います。
日程、内容などのくわしいことは、次号の「区のおしらせ」で。

野外こども会

9月から11月までお休みします
野外こども会は、今秋オープンする予定の一番町児童館の開設準備のため、9月から11月までお休みします。再開は12月です。
問合せ 厚生部管理課児童係

東京都一級公害防止管理者試験

試験日 9月19日(日)
試験会場 中央大学理工学部5号館（文京区春日1－13－27）
受験資格 都内在住、在勤者で8月29日現在満20歳以上のひと
受験料 3千500円
申込み 8月30日(月)、31日(火)の2日間、有楽町電気ビル北館17階へ。
申込書配布先 区役所公害対策課か東京都環境保全局総務部指導研修課で配布中
問合せ 環境保全局総務部指導研修課☎214－7411内線232・233

日赤からのおしらせ
―日赤社員増強運動に293万円―
「日赤社員増強運動」が、去る5月1日から31日まで行われ、みなさんの協力で千代田区では、293万50円の社資が集まりました。
ご協力ありがとうございました。

都民の日30周年記念「ふるさと東京まつり」記念バッジ発売中
東京都では、10月1日の「都民の日」を記念して、カッパのバッジを10月1日(金)まで発売しています。
ことしは、特に都民の日が30周年を迎えるため、これを記念して10月1日(金)から15日(金)までの期間乗車できる「都営交通優待乗車券」が付いています。
希望するひとは、区役所の総務課か各出張所でお求めください。
値段は、単品が200円、5色セットが800円です。

募集します

身体障害者を対象とする特別区職員（高校卒程度）募集
特別区人事委員会では、身体障害者を対象とした特別区（東京都23区）職員を募集します。
職種・採用予定数 高校卒程度の事務で、各区1～3名程度
試験日 11月7日(日)（予定）
申込期間 郵送の場合は8月21日(土)から10月5日(火)（消印有効）。持参の場合は10月7日(木)～8日(金)の2日間、都内の各区役所または特別区人事委員会事務局へ。
問合せ くわしいことは、特別区人事委員会事務局任用課（〒102千代田区九段北1－1－4東京区政会館内☎265－0671）へ。なお、申込書は都内の各区役所、前記事務局で配布しています。

16ミリ映写機の操作講習会
千代田図書館では、16ミリ映写機の操作講習会を開催します。
とき
・A班＝9月17日(金)、20日(月)、21日(火)の3日間
・B班＝9月17日(金)、22日(水)、24日(金)の3日間
いずれも午前9時15分から午後4時15分まで
ところ 区役所10階会議室
内容 16ミリ映写機の基本構造と操作方法（講義と実習）
対象 16歳以上の区内在住・在勤・在学者
定員 A班、B班とも各30名（申込み多数のときは抽選）
申込み 9月1日(水)から3日(金)までの午前9時から午後4時まで、千代田図書館4階事務室で受付けます。郵送、電話および代理の申込みはできません。
申込むときは、①認印、②千代田区に在住、在勤、在学していることを証明できるもの（身分証明書、保険証、学生証など）③自宅のあて先を書いて60円切手を貼った定形の封筒、の3点を持参してください。
問合せ 千代田図書館視聴覚係（☎264－0151内線449）

みんなでスポーツを

納涼相撲大会・選手権大会

納涼相撲大会
とき 8月25日(水)、26日(木)の午後6時から
ところ 西神田公園特設相撲場
種目 幼児の部、小・中学生の部（学年別）、青年の部、一般の部で各部とも個人戦と5人抜き

選手権大会
とき 8月27日(金)午後6時から
ところ 西神田公園特設相撲場
種目 小学校4年生以上学年別の部、中学生学年別の部、青年の部、一般の部で各トーナメント戦
いずれの大会も、**参加資格**は区内在住・在勤・在学者で、申込みは当日会場で受付けます。（参加料は無料）
問合せ 社会教育課体育係

ハゼつり大会
とき 9月19日(日)午前6時、国電秋葉原駅西口広場集合出発
ところ 木更津方面
参加資格 区内在住・在勤者120名（先着順）
定員
参加費 3千300円（往復バス代、エサ代など。弁当は各自持参）
申込み・問合せ 9月11日(土)の正午までに、参加費を添えて社会教育課体育係へ。

水泳初心者講習会（6日間）
とき 9月24日(金)、28日(火)、30日(木)、10月1日(金)、5日(火)、7日(木)の午後6時～8時
ところ 総合体育館室内プール
参加資格 なひとで、泳げないか25㍍程度しか泳げないひと
区内在住・在勤の健康で、毎回参加でき、全く
定員 100名（区民優先）
参加費 無料
持参するもの 水着、帽子、タオル
申込み・問合せ 往復ハガキに住所、氏名、年齢、電話番号、勤務先名（住所、電話番号）を記入して、9月10日(金)までに着くように、千代田区教育委員会社会教育課体育係（〒102千代田区九段南1－6－11）へ。申込多数の場合は抽せんします。

千代田区中学・高等学校卓球選手権大会
（千代田区卓球連盟主催）
とき 9月26日(日)午前9時から
ところ 総合体育館
参加資格 区内在住・在学の中学生と高校生
種目 中学男子、中学女子、高校男子、高校女子に分け、団体戦と個人戦（団体の部は4単1複。なお、1校2チームまで）
参加費 団体の部1チーム1千円
個人の部1名300円
申込み・問合せ 申込書に必要事項を記入し、9月16日(木)、17日(金)の両日午後5時までに参加費を添えて、社会教育課体育係へ。

寄贈
身体障害者用として
車いす 2台
須田町二丁目町会殿

9月の休日診療当番医（内科・小児科）

診療時間：午前9時～午後10時

5日	野田医院	☎261-4117	一番町10－16
	奥田医院	☎254-0701	神田多町2－9
12日	大森胃腸科	☎234-6226	隼町2－15
	米良クリニック	☎252-1801	神田鍛冶町3－7
15日	新飯田橋内科診療所	☎262-3787	飯田橋2－7－4
	同和病院	☎251-2141	神田淡路町2－8
19日	船津診療所	☎263-3569	麹町4－5 第7麹町ビル6階
	那須医院	☎291-0662	神田神保町1－14
23日	堤医院	☎261-3824	麹町6－4
	同和病院	☎251-2141	神田淡路町2－8
26日	五味医院	☎261-6580	麹町1－7
	大塩医院	☎251-6878	神田淡路町2－6

夜間・休日の急病は消防庁テレホンサンビス ☎212-2323
東京都衛生局夜間・休日案内所
夜間（午後5時～翌朝9時）☎216-4828
休日（午前9時～午後5時）☎216-4820

青果物消費者サービスデー
9月2日(木)・16日(木)
青いノボリの八百屋さんで

豚肉消費者サービスデー
9月10日(金)
赤いノボリの肉屋さんで

魚の消費者サービスデー
9月8日(水)・22日(水)
濃紺のノボリの魚屋さんで

徒集 生募 秋の講座・講習会

夏休みもあと十日。こどもたちは、再び学校の生活にもどります。そこでみなさんも、もう一度学校生活を味わってみませんか。趣味を豊かにし、生活に役立つ科目を用意しましたので、ふるって〝ご入学〟ください。

秋の婦人教養講座

秋の婦人教養講座を各出張所にある区民会館を会場に、毎週一回開講します。

期間　九月第二週から十二月第二週までの毎週一回（祝日は除く）　延十二回

時間　午後一時三十分から三時三十分まで（ただし、番町区民会館で行うペン習字と富士見区民会館で行う料理、墨絵については、午前十時から正午まで）

会場　受講する各区民会館

対象　区内に住む婦人

受講料　無料（教材費は自己負担）

申込み　九月二日(木)から、受講を希望する区民会館（出張所）で行います。

初めて受講するひとは午後一時三十分から、以前受講したことがあるひとは午後二時からそれぞれ受付けます。

ただし、番町区民会館のペン習字、富士見区民会館の料理、墨絵の三講座については、初めてのひとも以前受講されたひとも午前十時から受付けます。

なお、受講できる講座は、一人一科目です。電話での申込みはできません。

●秋の婦人教養講座

科目	受講日（毎週）	開講日	会場（区民会館）	定員
料理	火	9月7日	神保町	24名
	木	9月9日	※富士見	24名
			和泉橋	24名
	金	9月10日	万世橋	30名
書道	火	9月7日	和泉橋	40名
	木	9月9日	神保町	35名
	金	9月10日	番町	40名
ペン習字	月	9月6日	※番町	40名
	火	9月7日	富士見	35名
	水	9月8日	神田公園	30名
墨絵	月	9月6日	※富士見	30名
			万世橋	30名
茶道	水	9月8日	番町	25名
			和泉橋	25名
着付	水	9月8日	神保町	40名
	木	9月9日	神田公園	30名
編物	月	9月6日	和泉橋	25名
	水	9月8日	富士見	30名
洋裁	火	9月7日	万世橋	30名
ヨーガ	水	9月8日	番町	30名

受講時間は午後1:30～3:30、ただし※は午前10:00～正午

問合せ
受講を希望する区民会館へ。
番町区民会館
☎263－三八三一
富士見区民会館
☎263－三八四一
神保町区民会館
☎263－〇七四一
神田公園区民会館
☎252－七六九一
万世橋区民会館
☎251－四六九一
和泉橋区民会館
☎253－四九三一

消費者講座

先頃、厚生省が発表した日本人の死亡原因の第一位には、「脳卒中」にかわって「がん」があげられています。そして、今後もがんによる死亡は増加すると予測しています。

「がん」の原因の多くは〝発がん物質〟といわれる化学物質で、私たちが毎日食べている食品にも含まれているといわれています。

そこで、「がん」と食生活のかかわりについて学びます。

とき　九月十六日(木)　午後一時三十分から三時三十分まで

ところ　区役所六階会議室

テーマ　がんと食品

講師　東京都消費者センター主査　高松　利演氏

定員　七十名（先着順）

受講料　無料

申込み　電話で商工課消費経済係へ。

リズム体操教室

日頃からストレスがたまりやすいとか、運動不足、太りすぎで悩んでいるひとなどを対象に、音楽を取入れた体操教室を開きます。

とき　九月一日から十月六日までの毎週水曜日（祝日除く）延五回　午後二時から三時三十分

ところ　総合体育館

対象　区内に住む婦人

募集人員　七十名

参加費　無料

申込み　総合体育館☎256－八四四四

地域と大学を結ぶセミナー

明治大学経営学部と専修大学経営学部の主催で、「第五回地域と大学を結ぶセミナー」を千代田区、千代田区商店街連合会、神田専門店会、東京商工会議所千代田支部、千代田区経済協議会の協賛で開催します。

とき　九月十四日(火)　午後二時から五時まで

ところ　専修大学神田校舎（千代田区神田神保町三丁目八番地）

テーマ・講師
・行政改革と税制について　専修大学講師　前田　泰男氏
・景気の低迷と消費者動向について　明治大学教授　横田　澄司氏

受講料　無料

申込み　九月三日(金)までに専修大学教務課☎265－六二一一へ。

九段社会教育会館で行う成人講座（ヨーガ、川柳、文書の書き方、陶芸、着付）と青年講座（ギター、社交ダンス）の募集内容については、八月五日号の「区のおしらせ」をご覧ください。

8月30日⇒9月5日

防災週間

9月1日は防災の日

国では、九月一日の「防災の日」を含む一週間を〝防災週間〟と定め、ことしは八月三十日から九月五日までとすることになりました。

これは、台風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の災害についてみなさんに認識を深めてもらうとともに、備えを十分にしてもらうことで、災害を未然に防ぎ、被害を少なくすることを目的としたものです。

この週間中、区はもちろん、国や都道府県、市町村でもいろいろな防災行事が実施されます。

災害の中でも、とくに地震の場合は、突然に起こり、建物が倒れたり、がけ崩れや、道路にひびわれが生じたり、また、火災が発生するなどさまざまな被害をもたらし、私達の生活を脅かします。

このようなとき、みなさんが家庭や職場でどのような役割を担い、行動すればよいのか、あらかじめ心得ておくことが大切です。

万一火災が発生した場合の火の始末、消火器等を使用しての消火、ケガをしたひとの手当、安全な場所（広域避難場所）への避難方法について、震災訓練などに積極的に参加して、しっかりと身につけておきましょう。

各地区ごとに防災講演会を開催

みなさんの防災に対する意識をたかめてもらおうと、消防署職員を講師に招いて「地区防災講演会」をつぎのとおり開催します。

対象地域	日程	会場
番町出張所管内	9月7日(火)	番町区民集会室
富士見出張所管内	9月9日(木)	富士見区民集会室
神保町出張所管内	9月10日(金)	神保町区民集会室
神田公園出張所管内	9月6日(月)	神田公園区民集会室
万世橋出張所管内	9月8日(水)	万世橋老人娯楽室
和泉橋出張所管内	9月13日(月)	和泉橋区民集会室

時間：いずれも午後2時から

内容は、講演「家庭でできる防災」と「防災映画」を上映します。

家庭の安全をあずかるご婦人をはじめ、みなさんお誘い合せのうえ、ぜひ、ご参加ください。

9月1日(水)

総合震災訓練

総合震災訓練は、東海地震の警戒宣言が出された場合を想定した「予知対応型訓練」と、実際に大地震が発生した場合を想定した「発災対応型訓練」に分けて実施します。

予知対応型訓練　午前9時にサイレン吹鳴

この訓練は、区や関係防災機関はもちろん、区民の方が、東海地震の警戒宣言が発せられた場合の混乱を防止するとともに、地震が発生したときの被害を最小限にとどめるために、どう対処し、どのような措置をとったらよいかを訓練するもので、区内全域を対象にして実施します。

訓練の主な内容は、つぎのとおりです。

警戒宣言の伝達訓練

警戒宣言が出されたことを知らせるサイレンを、九月一日(水)、午前九時に、防災行政無線、パトカー、消防車などにより、区内いっせいに鳴らします。

各家庭では、この折込み二ページにある警戒宣言が出された場合の記事を参考にして、訓練を実施してください。

保護者への引渡し・下校訓練

小学校では、児童を保護者に引渡す訓練を、中学校では、生徒を集団で下校させる訓練を行います。

鉄道対策訓練

警戒宣言が発せられた場合、ターミナル駅での混乱を防止するため、九月一日、午前十時から東京駅丸の内側で、入場制限、旅客の迂回誘導などの訓練を、行います。（この時間帯には、丸の内側で交通規制が実施されます）

このほか、情報の収集・伝達訓練、道路交通対策訓練などを行います。

日程は、左上の表のとおりです。なお、時間はいずれの会場も午後二時からです。

問合せ　環境部防災課

発災対応型訓練　北の丸公園を避難場所

この訓練は、実際に大地震が発生したときの対応を訓練するもので、ことしは「北の丸公園・靖国神社周辺」を広域避難場所とする地区を対象に実施します。

とき　九月一日(水)、午前十時三十分～正午

対象地域　三番町、四番町、北の丸公園、九段南一～四丁目、九段北一～四丁目、富士見一・二丁目、飯田橋一～四丁目、一ツ橋二丁目(一部)、神田神保町一～三丁目、三崎町一～三丁目、西神田一～三丁目、猿楽町一・二丁目、神田駿河台一～四丁目、神田小川町一～三丁目

主な訓練内容

・初期消火・応急救護訓練

対象地域内の一時集合場所で、消防署職員の指導により、消火器等を使った初期消火訓練、または三角布などを使用した応急救護訓練を行います。

・避難訓練

一時集合場所から、警察官・区職員の誘導により、広域避難場所(北の丸公園)まで避難します。

・救援物資の配分訓練

広域避難場所で、参加者全員に乾パン、カン詰、ジュースを配布します。このほか、情報の収集訓練、給水訓練などを実施します。

東海地震と警戒宣言

近い将来、駿河湾沖を震源地として、マグニチュード八程度の地震が起こる可能性があるといわれています。

その理由は、安政元年に、この地方にマグニチュード八・四の地震があり、それからすでに百三十年近く経っています。

過去の統計などによると、同じ場所に地震が起きるのは、だいたい百年から二百年周期であるといわれているためです。

東海地震は予知できる

現在では、このような大地震は予知することが可能とされています。

それは、東海地域に設置されている地震観測網で、地殻の変動など異常なデータを発見することができるからです。

そして、データに異常が発見されたときは、直ちに地震防災対策強化地域判定会が招集され、地震が起こる恐れがあると判定されたときは、内閣総理大臣が「警戒宣言」を出すことになっています。

予想される被害は

この東海地震が起った場合、震度六以上のゆれが予想される地域（静岡など六県百七十市町村）が地震防災対策強化地域として、昭和五十四年八月に指定されました。

東京は、この地震が起った場合、震度五程度であると予想されており、このため、強化地域には指定されていません。

しかし、東京は、日本の首都であり、政治・経済・文化の中心として、高度に人口、都市機能が集中していることから、警戒宣言が出された場合、さまざまな社会的混乱の起きることが懸念されます。

そこで、混乱を最小限にするためにも、警戒宣言が出されるまでの仕組を知っておいてください。

区や防災関係機関、テレビ、ラジオ等の正確な情報をもとに、冷静に行動するよう心がけてください。

判定会の招集が発表されたとき

★テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
★あわてた行動をとらないようにする。
★電話はなるべくかけない。
★自動車はできるだけ使わない。

●警戒宣言が出されるまでのしくみ

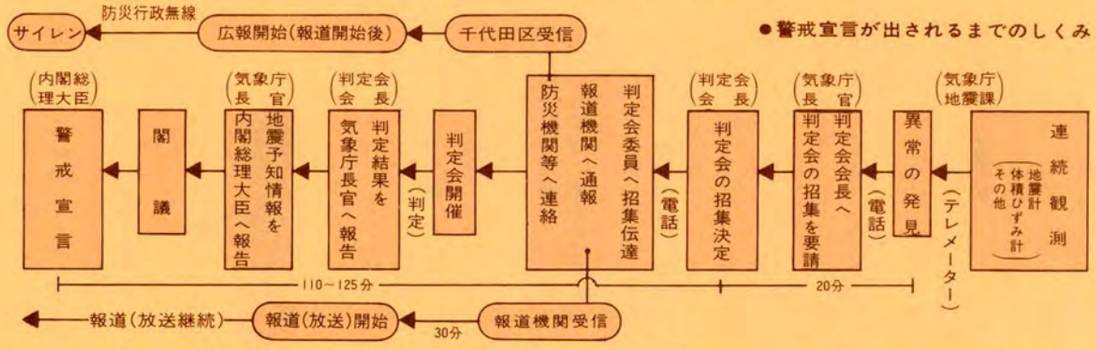

警戒宣言は

●区の防災行政無線、区、警察署、消防署のサイレンや広報車などでお知らせします。
●サイレンは四十五秒間吹鳴で、十五秒間の休みを三回繰返します。
●テレビ、ラジオ等でいっせいに放送します。

警戒宣言が発せられても落ちついて行動を

●テレビ、ラジオのスイッチを入れ、放送に注意しましょう。
●火気の使用に注意しましょう。
●消火器などの位置を確かめましょう。
●家具の転倒防止措置をしましょう。
●窓ガラス等の飛散防止をしましょう。
●飲料水のくみおきや、食糧、医薬品などを確認しましょう。
●電話や車の利用、不要、不急の外出は控えましょう。

私たちのまわりでは

鉄道は
国鉄や私鉄、地下鉄は、安全な方法で可能な限り運転されます。

バス、タクシーは
路線バスは低速で走り、状況に応じて本数を減らしたり運転を中止するなど適切な措置をとります。タクシーも、可能な限り運転されます。

保育園・学校は
原則として、保育や授業を打切り、幼児・児童・生徒は計画に従って帰宅させ、警戒宣言の解除まで休みとなります。
なお、幼児、児童については、保護者に帰宅先を確認してから引渡します。

病院・診療所は
外来診療は、可能な限り行われます。

電話は
一般通話は可能な限り確保されますが、状況によっては規制されます。もし、規制されても、青・黄色の公衆電話は利用できます。

電気・ガスは
平常通り使用できます。

百貨店、スーパーマーケットは
可能な限り、営業されます。

金融機関は
原則として営業されます。
なお、警戒宣言などについて、もっとくわしく知りたい方のために、区では、映画フィルム「東海地震と警戒宣言―そのときあなたは」の貸出しを行っています。
希望する方は、環境部防災課へ。

防災行政無線

災害時に、情報をいち早く集め、区民のみなさんに正確な情報や的確な指示を伝達することが、パニックを防止し、被害を最小限にとどめることにつながります。

このような考えから、区では防災行政無線を整備し、昭和五十六年四月から開局しています。

この無線システムは、移動系と固定系の系統に分かれています。

移動系システムとは

区の施設、小・中学校、警察、消防署などに無線機（移動局）が配置してあり、区役所に設置されている基地局との間で交信することができます。

災害時には、被害状況など応急対策上必要な各種情報の収集を行ないます。

固定系システムとは

区民のみなさんに情報や指示を伝達するもので、屋外受信機（屋外スピーカー）と戸別受信機があります。

屋外受信機（屋外スピーカー）
区立施設、小・中学校の屋上や公園などに設置したスピーカーで、区からの情報や指示を伝達します。
現在、五十四か所に設置されていて、今年度はさらに二か所設置する予定です。

戸別受信機
区立施設、小・中学校、防災機関や、結成済の地域防災組織の責任者の家庭に設置した屋内受信機で、屋外受信機の不感地帯をカバーするものです。
運用は、屋外スピーカーと同じ情報が流れます。

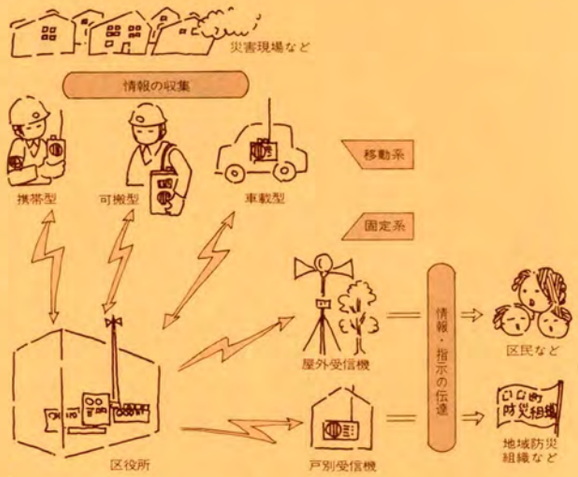

●千代田区防災行政無線設置場所及び設置数

種別		設置場所	設置数	
固定系 60MHz帯	屋外受信機	区施設、小・中学校、公園、路上、広域避難場所、その他施設等	54か所	
	戸別受信機	区施設、小・中学校、防災関係機関、地域防災組織等	120か所	
移動系 400MHz帯	携帯型	庁舎内、区施設、小・中学校、防災関係機関、庁有車等	26局	移動系合計 78局
	可搬型		39局	
	車載型		13局	

固定系（屋外スピーカー）設置場所

大手町一丁目路上
皇居外苑
麹町保健所（丸の内三丁目）
日比谷公園
永田町一丁目路上
日比谷高等学校（永田町二丁目）
永田町小学校（永田町二丁目）
麹町消防署永田町出張所（永田町一丁目）
国立劇場（隼町）
麹町中学校（平河町二丁目）
清水谷公園（紀尾井町）
千鳥ヶ淵公園（麹町一丁目）
麹町小学校（麹町二丁目）
太陽生命ビル（二番町）
四ツ谷駅前（麹町六丁目）
麹町保育園（一番町）
四番町児童福祉施設（四番町）
番町小学校（六番町）
科学警察研究所（三番町）
東京家政学院（三番町）
市ケ谷駅前（九段北四丁目）
靖国神社（九段北二丁目）
富士見小学校（富士見一丁目）
九段中学校（富士見一丁目）
富士見出張所（富士見一丁目）
飯田橋保育園（飯田橋三丁目）
千代田区役所（九段南一丁目）
北の丸公園
皇居東御苑
神三児童遊園（神田神保町三丁目）
老人福祉センター（神田神保町二丁目）
西神田小学校（西神田二丁目）
鉄建建設ビル（三崎町二丁目）
錦華小学校（猿楽町一丁目）
神保町会館ビル（神田神保町一丁目）
小川小学校（神田小川町三丁目）
産業会館（神田錦町三丁目）
神田橋公園（神田錦町二丁目）
日通小川町支店（神田人川町一丁目）
淡路小学校（神田淡路町二丁目）
神田小学校（神田司町二丁目）
総合体育館（内神田二丁目）
万惣ビル（神田須田町一丁目）
万世橋出張所（外神田一丁目）
外神田住宅（外神田三丁目）
練成中学校（外神田六丁目）
今川中学校（鍛冶町二丁目）
千桜小学校（神田東松下町）
一橋高等学校（東神田一丁目）
今川小学校（岩本町二丁目）
和泉橋出張所（神田岩本町）
岩本町三丁目路上
美倉橋西児童遊園（東神田二丁目）
佐久間小学校（神田和泉町）

昭和五十七年度設置予定
一橋中学校（一ツ橋二丁目）
神田保健所（神田錦町三丁目）

地震に備えて

ご存じですか ブロック塀、石塀

安全な建て方と補強

昭和五十三年六月十二日に発生した宮城県沖地震では、仙台市を中心に、ブロック塀や石塀などの倒壊による事故で、多くの死者がでました。

地震による塀などの倒壊は、死者を出すおそれがあるほか、道路をふさぐことになり、避難や、救助、消火活動の障害にもなります。

もう一度、ブロック塀、石塀などの安全性を確認し、危険なブロック塀は改修などをするようにして、事故をなくすよう心がけましょう。

ブロック塀・石塀の建て方

1 塀の高さをあまり高くするのは避けましょう。のぞましい高さは、ブロック塀なら二・〇㍍以下、石塀なら一・〇㍍以下です。ブロック塀の場合もコンクリートブロックの厚さの十倍以下の高さにすれば一層安全です。

2 道路に面するブロック塀は厚さを十二㌢以上とするよう心がけて下さい。特に軟弱な地盤のところでは道路に面するブロック塀の厚さを十五㌢以上にした方が安全です。

3 塀は建物から五十㌢以上離しましょう。接近すると控壁もとれませんし、地震で建物がゆれて塀を倒すことにもなります。

4 ブロック塀や石塀に鉄製のフェンスなどを取りつけると塀の安全性を弱めます。フェンスの取りつけにはそれなりの対策が必要です。

5 間知ブロック、石積み、コンクリートなどの土留め擁壁の上に塀をつくることは危険です。止むを得ずつくる場合には十分に根入れをした基礎を別につくる必要があります。

――＊――

なお、ブロック塀の鉄筋の調査を希望するひとは、建築課構造審査係で相談を受けています。

また、ブロック塀を新設、あるいは、つくり替えるときの工法などについても相談に応じます。

くわしいことは、建築課構造審査係に問合せてください。

ブロック塀改修資金を融資あっせんします

この融資あっせんは、ブロック塀が、地震や暴風雨などのときに崩壊して、人身に被害を及ぼす恐れのあるものを改修しようとするとき、区が金融機関へ資金の一部を借りられるようあっせんし、その利子の一部を負担するものです。

対象　区が防災上、改修することが望ましいと判定したブロック塀で、施工後において、建築基準法等に適合するもの

申込みのできるひと

・千代田区内に引続き一年以上居住しているひと

・返済のできるひと

融資額　二十万円～百五十万円

申込みに必要な書類など、くわしいことは、住宅課融資担当に問合せてください。

●ブロック塀・石塀の点検方法

区分		点検項目	備考
ブロック塀の場合	外観による点検	①高すぎないか ②控壁があるか ③基礎はあるか、また根入れ深さは十分か ④擁壁や石積みの上に乗せていないか ⑤老朽化し、亀裂などが生じていないか	2m以下が望ましい。 壁長3.4m以内ごとに必要。 基礎の部分を堀って調べる。
	内部の点検	⑥最上段のコンクリートブロックを取りはずし、鉄筋の有無、モルタルの状態などを調べる。 ⑦80㎝以下の間隔で縦筋が入るべき部分の最下段のコンクリートブロックを取りはずし、基礎から鉄筋が立ち上がっているか調べる。 ⑧基礎へ縦筋が定着されているかどうか、基礎の一部をはずして調べる。	
石塀の場合	外観による点検	①高すぎないか ②控壁があるか ③基礎はあるか、また根入れ深さは十分か	1.0m程度以下がのぞましい。 壁長4.0m以内ごとに設ける。 基礎の部分を堀って調べる。
	内部の点検	④最上段の石をとってみて、鉄筋などの有無およびその状態を調べる。	

震度6を体験してみませんか

起震車"ししん号"

いざというときに、あわてず、落着いて行動するためには、実際に大地震の揺れを体験することも大切なことです。

震度六の烈震が体験できる"ししん号"に乗車してみませんか。

乗車された方には、"なまずのバッジ"を差上げています。

申込みは、町会、学校、事業所などの団体で、防災課に申込んでください。

震災訓練など防災についてのくわしいことは、環境部防災課に問合せてください。

区民の力で「江戸・東京博物館」の誘致を実現させよう

江戸・東京博物館とは

東京都では、いま、江戸・東京博物館の建設を計画しています。

これは、「マイタウン東京構想」（東京都総合実施計画）にもとづく事業のひとつで同博物館を〝江戸・東京の文化を次代に継承するとともにわがまち東京を互いに知り、これからの東京のあるべき姿を考える場〟とするとしています。

現在、都では、この博物館の性格、機能、規模、内容、立地条件などの基本的な事柄について提言してもらうため、有識者からなる「江戸・東京博物館建設懇談会」を設置し、検討を重ねています。そして、十月末頃には、答申が出される予定です。

五十六年九月に開かれた第一回懇談会において、鈴木都知事は、この博物館について、〝庶民の暮しに根ざした文化史を中心に据え都民はもとより、広く日本各地のひとびとを初め、東京を訪れる外国の方々にも親しまれるものにしたい〟と言っています。

千代田区のとりくみは

■陳情・意見書の提出

千代田区は、この博物館建設計画に対し、昭和五十六年六月、江戸・東京博物館の誘致に関する陳情を区長名で、また、江戸・東京博物館の誘致に関する意見書を区議会議長名で、それぞれ都知事あて提出しました。

■誘致運動の態勢づくり

その後も、区議会の本会議や企画総務委員会などの場で、また、庁議でも慎重な審議が重ねられました。その結果、江戸・東京博物館の誘致運動を推進するためには区と区議会が一体となって取組むことはもちろん、区民のみなさんにもこの問題をよく理解していただき、三者が一体となって積極的な行動を展開していく必要があるとの結論に達しました。

●『建設誘致行動準備会』の結成

この結論にもとづき、区長、区議会議長の要請をうけて参加した二十四の関係団体の代表者を含めた「江戸・東京博物館建設誘致行動準備会」が七月二十七日結成されました。参加をお願いした団体はつぎのとおりです。

連合町会（八団体）、商工会議所千代田支部、商店街連合会、工業団体連合会、観光協会、ＰＴＡ協議会（三団体）、文化協会、郷土資料調査員会、青少年委員会、青年団体協議会、少年少女団体指導者連絡協議会、婦人学習グループ連絡会、生活学校（三団体）

●『千代田区へ江戸・東京博物館を誘致する区民の会』の発足

八月四日、第二回目の『建設誘致行動準備会』が開催され、区、区議会、区民が三者一体となって誘致運動をすすめるために名称を「千代田区へ江戸・東京博物館を誘致する区民の会」と改め、代表に千代田区長加藤清政、区議会議長水野浦治郎、区民関係団体大島義愛の三氏を選びました。

■具体的な誘致運動

会議の席上、今後、区をあげてつぎのような運動をすすめることが決まりました。

●代表三者の都知事への陳情

八月四日の決定にもとづき、「区民の会」代表三氏は、さっそく都知事を訪ね、千代田区への建設を強く要請しました。

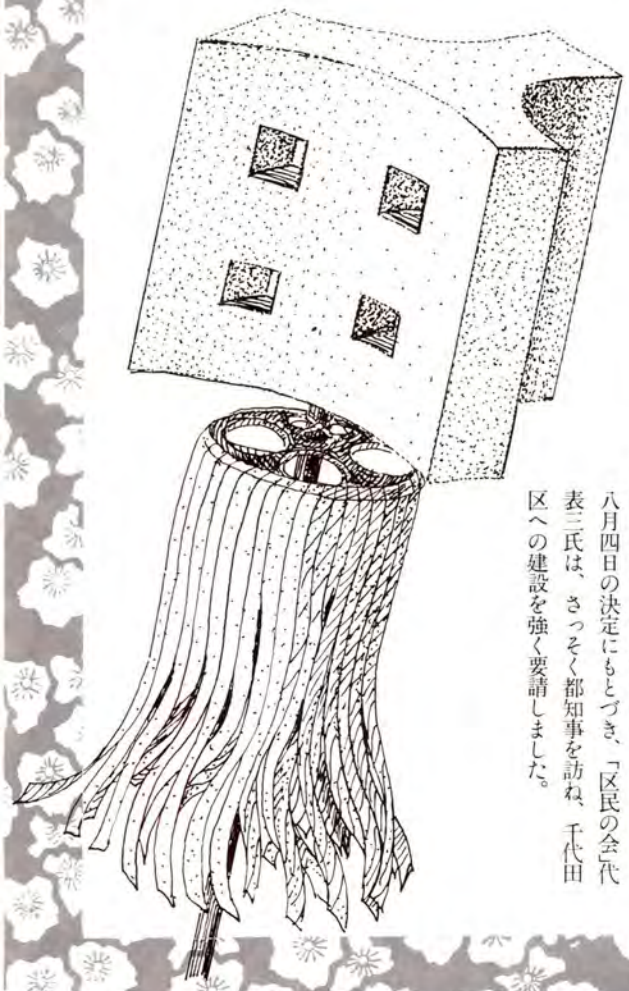

区民の力で「江戸・東京博物館」の誘致を実現させよう

●区民大会の開催
九月二日（木）午後二時から
九段会館
大会では、大会決議を行い、決議書を都知事あてに提出します。

●署名運動の実施
区民はもちろん、在勤者、事業所にも呼びかけ、集めた署名は、九月二日の大会決議文に添付、都知事あてに提出します。

●懸垂幕、横断幕の作成
誘致運動をひろく全都民に知らせ、理解と支持を得るために、区施設や施設巡回バスなどに懸垂幕や横断幕をかかげます。

●ポスター、チラシの作成
九月二日の区民大会への参加や署名運動への協力を呼びかけるポスター、チラシを作り、この運動にひとりでも多く参加してもらうため、関係団体を通して配布します。

千代田区へ誘致する理由は

江戸・東京博物館は、千代田区基本構想の目標である「活気と安らぎのある調和のとれたまちづくり」の文化的側面に一致する施設であり、区が掲げている「みんなで築こうふるさと千代田」という区政目標にも合致します。その具体的な理由は、つぎのとおりです。

一、千代田区（皇居周辺）は、都内に残る有数の歴史的環境であり、景観もすぐれ、博物館設置にふさわしい場所です。

一、千代田区（皇居周辺）は、東京都全域に通ずる公共輸送機関が求心的に集中し、全都民に均等に交通上の便宜を供与できます。また、全国各地からの来館者にとっても同じことが言えます。

一、わが国の代表的観光地としての皇居周辺を訪れる内外の観光客は、年間一千数百万人にものぼるので、千代田区ならではの大きな役割を果すことができます。

一、千代田区は、東京の中心であり、全都民の共有財産としての博物館を設置するのにもっともふさわしい区です。

一、千代田区民の多様な文化活動の展開に、大きく貢献するとともに、古き庶民の文化に触れることによって〝ふるさと千代田〟の明日の姿を考える一助ともなります。

一、文化の香り高い千代田区のイメージアップにつながります。

名乗りをあげている区は

現在、千代田区の他に、誘致に名乗りをあげている区は、つぎのとおりです。

江東区＝木場公園
葛飾区＝水元公園
墨田区＝日大講堂跡地
足立区＝舎人公園
文京区
台東区＝最高裁司法研修所（旧岩崎邸）
荒川区＝旭電化跡地

区をあげて誘致運動を

以上述べましたように江戸・東京博物館の建設地としては、千代田区が最もふさわしい区であり、今後、区、区議会、区民の三者が一体となって誘致運動に取組むことになりました。

区民のみなさんの積極的な参加をお願いいたします。

問合せ
署名運動、その他については
総務部総務課☎264－0111内線223・224
区民大会については
区議会事務局☎264－0111内線453・454

一人でも多くの署名を！
千代田区へ
江戸・東京博物館を
誘致する『署名運動』に
ご協力ください

区民の力を結集しよう！
『千代田区へ
江戸・東京博物館を
誘致する区民大会』
九月二日㈭午後二時から九段会館